

令和6年度

神戸市有地貸付入札実施要領

※入札参加には事前に参加申込が必要です。

神戸市行財政局資産活用課

目 次

1. 入札物件一覧	2
2. 問い合わせ先	2
(1) 入札手続きに関する事	2
(2) 物件に関する事	2
3. 主なスケジュール	3
4. 入札参加資格	4
5. 入札手続き	5
(1) 入札参加申込み	5
(2) 入札必要書類の送付	6
(3) 入札保証金の納付	6
(4) 入札書等の提出	7
(5) 開札	8
(6) その他	9
6. 契約手続き	9
(1) 契約締結	9
(2) 契約保証金	10
(3) 契約に関するその他事項	10
7. 土地の引渡し	11
8. 入札保証金返還・帰属	11
9. 費用及び公租公課等	11
10. 入札の無効	12
11. 随意契約	12
(1) 随意契約の対象	12
(2) 随意契約の申込み	12
(3) 随意契約締結	13
12. (参考) 神戸市契約事務等からの暴力団排除に関する要綱	14

入札の参加に際しては、本要領に記載の事項を承知のうえ、入札に参加してください。

また、法務局調査、現地調査、関係機関への照会など十分に物件調査を行ったうえで、お申込みください。

1. 入札物件一覧

各物件の詳しい貸付条件等については、「別紙1：物件調書・位置図・画地図」で確認してください。なお、入札は物件ごとに行います。

物件番号	所在地	面積
1号地	中央区脇浜海岸通 11 番1のうち	1,380.15 m ² (実測)
2号地	兵庫区浜山通4丁目3番8のうち	891.75 m ² (実測)
3号地	北区有野町有野字上向山 2849 番1のうち	381.42 m ² (実測)
4号地	北区道場町日下部字才谷 1833 番 北区八多町中字下川原 931 番	1,882.57 m ² (実測)
5号地	長田区梅ヶ香町2丁目8番 50 のうち、8番 76	57.22 m ² (概測)
6号地	長田区大塚町4丁目 14 番2のうち、14 番3のうち	202.35 m ² (実測)
7号地	長田区苅藻通5丁目 19 番のうち	76.09 m ² (実測)
8号地	長田区五位ノ池町2丁目1番9	1,238.80 m ² (実測)
9号地	須磨区中島町1丁目1番2	700.00 m ² (概測)
10号地	須磨区行幸町4丁目 42 番1	70.81 m ² (実測)
11号地	西区伊川谷町有瀬字土橋 640 番1のうち 西区伊川谷町有瀬字皆竹 762 番2のうち	422.69 m ² (実測)

2. 問い合わせ先

問い合わせ内容によって、問い合わせ窓口が異なります。

(1) 入札手続きに関すること

行財政局資産活用課 処分・活用企画担当

TEL：078-322-5051（直通）

受付時間：9時～17時（12時～13時を除く） ※土曜・日曜・祝日を除く

(2) 物件に関すること

「別紙1：物件調書・位置図・画地図」の各物件調書下部に記載の物件担当課宛にお問い合わせください。

受付時間：9時～17時（12時～13時を除く） ※土曜・日曜・祝日を除く

※7号地のみ受付時間は9時30分～18時まで（12時30分から13時30分を除く）

3. 主なスケジュール

入札参加申込み	令和6年7月25日(木)～8月15日(木) (必着)
	
入札保証金納付	入札書提出(入札)までに神戸市の公金収納取扱金融機関で納付してください。
	
入札	令和6年9月12日(木)～9月26日(木) 17時(必着)
	
開札	令和6年10月3日(木) 9時30分より
	
契約	【契約締結期限】 令和6年11月29日(金) 17時 ※入札保証金が契約保証金額に満たない場合は、その差額を契約締結日までに納付いただきます。
	
物件の引渡し	現地にて物件の引渡しを行います。
	
貸付料の支払い	貸付料は原則として、毎年度前期(納期限4月30日)・後期(納期限10月31日)の2回に分けて納付いただきます。 ※契約開始時期が物件ごとにそれぞれ異なるため、納期限が異なります(詳細は別紙2「賃貸借契約書(標準書式)」参照)。

4. 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。また、随意契約の申込資格についても同様とします。

(1)	当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
(2)	国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税について未納の税額がある者。
(3)	神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。 ① 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。 ② 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。 ③ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。 ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。 ⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。 ⑥ 神戸市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
(4)	借受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
(5)	次の事項のいずれかに該当すると認められる者。 ① 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。 ② ①に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。 ③ ①又は②に該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
(6)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）。 （上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約解除の対象となります。）

5. 入札手続き

(1) 入札参加申込み

入札参加希望者は、以下の要領により入札参加申込みを必ず行ってください。参加申込期間中に提出書類が到着しない場合は、入札に参加することができません。

参加申込みの 受付	参加申込期間中に必要書類を以下の宛先まで提出してください。	
	参加申込期間	令和6年7月25日(木)～8月15日(木) (必着)
送付先	〒650-0001 神戸市役所内郵便局留 神戸市行財政局資産活用課 宛 ※宛名ラベル 様式5 をご利用ください。	
提出書類	<p>①～⑤の書類を提出してください。各様式は神戸市ホームページよりダウンロードしてください。</p> <p>①入札参加申込書兼誓約書 様式1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項を記載し、実印を押印してください。 ・複数の物件に申し込む場合は、申込物件ごとに提出してください。 ・<u>落札後の賃貸借契約の締結は、「入札参加申込書兼誓約書」に記載された名義でのみ行いますので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。</u> <p>②神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書 様式2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の物件に申し込む場合は、申込物件ごとに提出してください。 <p>③入札参加申込物件一覧 様式3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の物件に申し込む場合は提出してください。 <p>④委任状 様式4及び受任者本人と確認できるもの(運転免許証など)の写し (代理人〔受任者〕による入札及び契約を希望する場合のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の物件に申し込む場合は、申込物件ごとに提出してください。 ・入札書類の持参や開札の立会等を、法人の従業員が行う場合の委任状の提出は不要です。 <p>⑤添付書類(発行後3か月以内のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書) (イ) 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕(法人のみ) ・複数物件に申し込む場合は、原本1通と写し(合計通数=申込物件数)を提出してください。 	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>郵送方法は問いませんが、トラブル防止の観点からなるべく配達状況の分かる方法(一般書留や簡易書留等)にて送付してください。郵便事故等により書類が届かなかったことに対する意義を申し立てることはできません。なお、理由の如何を問わず、窓口での受付は一切行いません。</u> ・<u>参加申込期間を過ぎて書類が到着した場合、いかなる理由があっても受理しません。</u> ・入札参加申込み後に、住所、氏名、代表者名等の変更があった場合は、行財政局資産活用課まで連絡してください。 	

(2) 入札必要書類の送付

入札参加申込者宛に、神戸市より以下の書類を郵送します。

発送予定日	令和6年8月28日(水)
送付書類	① 受付番号通知 ② 入札書 ③ 入札保証金提出書 ④ 入札保証金の「納入通知書兼領収証書」 ⑤ 入札書提出用封筒(白色) ⑥ 送付用封筒(緑色) ⑦ 入札参加申込物件一覧(複数物件に入札参加申込みの場合)
注意事項	入札参加申込みをされた方で、令和6年9月4日(水)中に上記の書類が到着しない場合は、行財政局資産活用課まで電話にてご連絡下さい。(078-322-5051)

(3) 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納付いただく必要がありますので、以下の要領により納付してください。

入札保証金額	入札保証金額は、「別紙1：物件調書・位置図・画地図」で確認してください。
納付方法	<ul style="list-style-type: none">・ P. 6 「5. 入札手続き(2) 入札必要書類の送付」で神戸市から送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、神戸市の公金収納を取扱いしている金融機関で納付してください。・ 入札書類提出の際に、納付済みの「納入通知書兼領収証書」の写しが必要になります(P. 7 「5. 入札手続き(4) 入札書等の提出」参照)。
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ <u>入札保証金が納付期限までに納付されていない場合、入札は無効となりますので、余裕をもって納付してください。納付期限は入札期間最終日(令和6年9月26日(木))です。</u>・ 入札保証金の納付には、神戸市から送付した「納入通知書兼領収証書」をご使用ください。所定の「納入通知書兼領収証書」以外の方法で入札保証金を納付された場合、入札は無効となります。・ 落札できなかった場合の入札保証金の返還方法については、P. 11 「8. 入札保証金返還・帰属」で確認してください。・ <u>落札後に契約を締結しなかった場合、入札保証金の返還はできません。</u>・ 神戸市と賃貸借契約を締結し契約保証金を預託している方が、現在賃貸借契約中の同物件に申し込む場合、「入札保証金に関する申出書」を提出することにより、預託している契約保証金額を限度として入札保証金の納付を免除することができます。詳しくは、行財政局資産活用課までお問い合わせください。

(4) 入札書等の提出

入札参加希望者は、P. 6「5. 入札手続き（2）入札必要書類の送付」で送付された書類により、以下のとおり入札書等を提出してください。基準を満たさない入札については無効になることがありますので、P. 12「10. 入札の無効」をよく読んだうえで書類を提出してください。

入札期間	令和6年9月12日（木）～9月26日（木）17時（必着）
送付先	〒650-0001 神戸市役所内郵便局留 神戸市行財政局資産活用課 宛 ※「送付用封筒（緑色）」または任意の封筒に入れて提出してください。任意の封筒で提出する場合は宛名ラベル様式5をご利用ください。
提出書類	(A) 入札書提出用封筒（白色）（以下の手順で入札書を記載・封入したもの） (B) 入札保証金提出書（以下の手順で記入・作成したもの） (C) 入札参加申込物件一覧（複数物件に入札参加申込みの場合）
書類の 記載・封入 手順	<p>(A) 入札書提出用封筒（白色）</p> <p>(1) 「入札書」に必要事項を記載し、実印（委任されている場合は、受任者の届出印）を押印してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物件調書記載の最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したときは、その入札は無効となります。 ・施設の貸付け（舗装等した土地）に該当する物件（1、2、4、5、8、11号地）については、原則として消費税及び地方消費税がかかりますが、「入札書」への記載金額は最低月額貸付価格（税抜き）以上の月額貸付価格で、消費税抜きの金額を記載してください。落札後は、記載されている入札金額に消費税及び地方消費税（10%）を加算した金額（小数点以下は切り捨て）を契約月額賃料とし、契約保証金額の算定も契約月額賃料を用いて行います。 ・金額のはじめの数字の前に必ず「¥」を記入してください。 ・インク又はボールペンにより記入してください。 <p>(2) 「入札書提出用封筒（白色）」に必要事項を記入し、「入札書」のみを入れて封をし、実印（委任されている場合は、受任者の届出印）で割印をしてください。</p> <p>(B) 入札保証金提出書</p> <p>(1) 「入札保証金提出書」に必要事項を記載し、実印（委任されている場合は、受任者の届出印）を押印してください。</p> <p>※入札保証金の返還用口座内容については、通帳等により正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、変更願の提出をお願いするなど、返還に日数を要することがあります。</p> <p>(2) 納付済の「納入通知書兼領収証書」の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。</p> <p>(3) 返還用口座の確認できる書類（通帳など）の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に貼り付けてください。</p> <p>(C) 入札参加申込物件一覧</p> <p>(1) 「入札書提出用封筒（白色）」に封入した入札書と、「入札参加申込物件一覧」を照合し、提出漏れがないことを確認してください。</p>

<p>入札書を提出しない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「受付番号通知」の左下空白に入札辞退と記載し、同封している「入札書」及び「納入通知書兼領収証書」と併せて返送してください。 ・複数物件のうち一部の物件について辞退する場合、入札書の提出と併せて返送可能ですが、辞退する物件の「入札書」を誤って「入札書提出用封筒（白色）」に封入してしまう（辞退する場合「入札書提出用封筒（白色）」は返送不要）等、辞退する物件と入札書提出する物件が混同しないようにしてください。
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>郵送方法は問いませんが、トラブル防止の観点からなるべく配達状況の分かる方法（一般書留や簡易書留等）にて送付してください。</u> ・1度提出した入札書は書換え、引換え又は撤回をすることはできません。 ・入札期間を過ぎて書類が到着した場合、いかなる理由があっても受理しません。 ・入札書等の到着の有無等のお問い合わせにはお答えできません。なお、郵便事故等により書類が届かなかったことに対する意義を申し立てることはできません。

(5) 開札

以下の日程により、開札を行います。開札への立ち会いは任意です。なお、入札参加者以外が開札会場へ入場することはできません。

<p>日 時</p>	<p>令和6年10月3日（木）9時30分より</p>
<p>場 所</p>	<p>神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館24階「1241会議室」 ・会場等変更があれば入札参加者に事前に通知します。</p>
<p>持参する物</p>	<p>入札保証金の「納入通知書兼領収証書」（原本） ・入場時に確認させていただきます。入札参加者以外が開札会場へ入場することはできません。</p>
<p>落札者の決定</p>	<p>有効な入札のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、後日、入札保証金の未納付や入札者の資格の欠如などP.12「10. 入札の無効」に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、有効な入札のうち次に高い価格をもって入札した者を落札者とします。</p> <p>【同価の場合】 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していない者など、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない神戸市職員にくじを引かせます。</p>
<p>落札者の発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開札会場では、物件ごとに落札者名及び落札金額を発表します。 ・入札者数・入札金額・落札者名・落札金額を以下の方法で公表します。ただし、個人が落札した場合、落札者名は「個人」と表記して公表します。 <p>①神戸市ホームページ 開札日の17時頃に公表</p> <p>②神戸市役所1号館17階行財政局資産活用課の掲示板 開札日の翌開庁日9時に公表</p>
<p>結果の通知</p>	<p>令和6年10月4日（金）発送予定 ※入札参加者全員に対して郵送します。</p>

(6) その他

入札の中止	不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。
再入札	再入札は行いません。
入札全般の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 一度提出された書類は、理由にかかわらず一切返却できません。 提出書類に記入漏れや実印の相違などがあった場合や添付書類の送付漏れがあった場合などは、入札に参加できない場合がありますので、書類の記載内容等を十分に確認したうえで入札書類を提出してください。

6. 契約手続き

(1) 契約締結

契約締結について	契約締結期限	<p>令和6年11月29日(金) 17時</p> <p>※賃貸借契約の開始日は、契約締結日から1ヶ月以内で設定するものとします。</p> <p>ただし、6、7号地については令和6年12月1日を、1、2、3、4、8、9号地については令和7年4月1日を開始日とします。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 落札後は落札者より物件担当課へ連絡してください。物件担当課へ契約手続きを確認し、契約締結期限までに署名・押印した「賃貸借契約書」を物件担当課に提出してください。 契約締結にあたっては、物件調書の記載内容や別紙2「賃貸借契約書(標準書式)」を事前に確認してください。
必要書類	<p>契約締結と併せて以下の書類が必要です。</p> <p>※④⑤⑥⑦について、発行後3か月以内のものを提出してください。なお、複数物件を契約される場合は、原本1部と写し(合計通数=契約物件数)を提出してください。</p> <p>※④⑤について、窓口にて即日発行できない場合があります。余裕を以って取得してください(詳細は各窓口にてお問い合わせください)。</p> <p>【全員】</p> <p>① 落札通知書(落札決定後、神戸市より送付)</p> <p>② 実印(受任者が契約を締結する場合は、「委任状」に押印した受任者の届出印)</p> <p>③ 賃貸借契約書に貼付する収入印紙(200円)</p> <p>※入札物件の3、6、7、9、10号地は、土地貸付けのため、賃貸借契約に印紙税がかかります。その他の物件は、舗装等した土地(施設)の貸付けとなるため賃貸借契約に印紙税はかかりません。</p> <p>④ 国税の納税証明書その3の2(個人)またはその3の3(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税地の所轄税務署で取得してください。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 取得の詳細は国税庁のホームページを確認してください。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm <p>⑤ 神戸市税の滞納がないことの証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 新長田合同庁舎にて取得してください。 取得の詳細は神戸市ホームページにて確認してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a16422/20200923/20200923.html 神戸市内に納付すべき市税がない場合は、その旨を申し立てる「申立書」を提出してください。 <p>【個人】</p> <p>⑥ 成年後見制度における登記されていないことの証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 法務局で取得してください。 <p>⑦ 破産に関する証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 本籍地の市町村で取得してください。
契約の確定	神戸市が落札者とともに「賃貸借契約書」に署名・押印したときに契約が確定します。

(2) 契約保証金

契約保証金額	<p>原則、契約月額賃料の3ヶ月分です。(7号地は6ヶ月分)</p> <p>※施設の貸付け(舗装等した土地)に該当する物件(1、2、4、5、8、11号地)は、落札金額に消費税及び地方消費税(10%)を加算した金額(小数点以下は切り捨て)を契約月額賃料とします。</p>
入札保証金の充当と追加納付	<ul style="list-style-type: none"> 契約の確定と同時に、入札保証金の全額を契約保証金に充当します。 入札保証金が契約保証金に対して不足する場合は追加保証金を神戸市より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、契約締結日までに神戸市の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。
契約保証金の帰属	落札者が、契約締結期限までに契約に応じない場合には、納付した追加保証金は利息を付けずに返還します。

(3) 契約に関するその他事項

<ul style="list-style-type: none"> 各物件は、物件調書記載の用途以外には使用できません。 用途に係る設備以外の工作物の築造は認めません。 契約が終了する日までに、引渡し時の状態に原状回復して土地を返還してください。ただし、神戸市が認めた場合はこの限りではありません。 各物件の貸付けは、民法(明治29年法律第89号)第601条に規定する賃貸借契約で、建物所有目的には使用できません。本契約を締結しても、いかなる借地権も発生しません。 貸付料は原則として、毎年度年2回、前期分は4月30日、後期分は10月31日が納期限になります。なお、契約開始時期がそれぞれ異なる為、納期限が異なります。詳しくは別紙2「賃貸借契約書(標準書式)」を確認してください。 適格請求書(インボイス)が必要な場合は、落札後、物件担当課宛にその旨お問い合わせください。

7. 土地の引渡し

物件は、契約締結後、現状有姿で原則現地立会いのうえ引渡します。ただし、都合により現地立会いを行わない場合は、契約期間の初日に、現状有姿で引渡したものとします。

8. 入札保証金返還・帰属

返還方法	<ul style="list-style-type: none">・落札者以外の者が納付した入札保証金は、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の預金口座に振り込む方法により返還します。・ただし、入札保証金は、その受入期間について利息は付きません。・返還には開札後2週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合などは、より時間を要することがあります。
入札保証金の帰属	落札者が、契約締結期限までに契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、神戸市に帰属します。

9. 費用及び公租公課等

次の費用等は、落札者の負担となります。

- ・落札者を義務者として課される公租公課
- ・賃貸借契約書に貼付する収入印紙（200円）
 - ※入札物件の3、6、7、9、10号地は、土地貸付けのため賃貸借契約に印紙税がかかります。
 - その他の物件は、舗装等した土地（施設）での施設の貸付けとなるため賃貸借契約には印紙税はかかりません。
- ・その他入札参加申込や入札、契約に要する費用
 - ※内容については、各関係機関にお問い合わせください。

10. 入札の無効

本実施要領に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- ・「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- ・「入札参加申込書兼誓約書」若しくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- ・最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したとき。
- ・「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ・「入札書」に記名及び押印がないとき。
- ・「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」の記入がないとき。
- ・一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。
- ・入札保証金を納入期限までに納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- ・代理人〔受任者〕による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。
- ・入札者及びその代理人〔受任者〕が他の入札代理人〔受任者〕となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- ・入札者の資格のない者が入札したとき。
- ・本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- ・鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- ・「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- ・前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

11. 随意契約

(1) 随意契約の対象

入札物件のうち、落札者が決定しなかった物件は、随意契約にて貸し付ける場合があります。随意契約の対象となった物件は、開札日の17時頃までに神戸市ホームページにて開札結果と併せて公開します。また、翌開庁日9時以降に行財政局資産活用課（神戸市役所1号館17階）の掲示板に掲示します。

(2) 随意契約の申込み

受付期間	令和6年10月7日（月）9時～令和7年10月3日（金）17時
必要な資格	入札参加資格と同様とします（P.4「4. 入札参加資格」参照）。
申込方法	<u>持参にて以下に記載の書類を提出してください。</u>
提出書類	<u>①～④の書類を持参してください。各様式は神戸市ホームページよりダウンロードしてください。</u> ①「 市有不動産借用願兼誓約書 」 様式6 <ul style="list-style-type: none">・必要事項を記載し、実印を押印してください。・複数の物件に申し込む場合は、申込物件ごとに提出をしてください。・<u>月額賃料希望価格は、物件調書に記載の最低月額貸付価格以上の価格を記載してください。施設の貸付け（舗装等した土地）に該当する物件については、原則として消費税及び地方消費税（10%）がかかりますが、記載金額は最低月額貸付価格</u>

	<p><u>(税抜き)以上の月額貸付価格で、消費税抜きの金額を記載してください。</u>契約者決定後は、記載されている月額賃料希望価格に消費税及び地方消費税(10%)を加算した金額(小数点以下は切り捨て)を契約月額賃料とし、契約保証金額の算定も契約月額賃料を用いて行います。</p> <p>②神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書 様式2</p> <p>※複数の物件に申し込む場合は、申込物件ごとに提出してください。</p> <p>③委任状 様式4及び受任者本人と確認できるもの(運転免許証など)の写し (代理人〔受任者〕による入札及び契約を希望する場合のみ)</p> <p>※複数の物件に申し込む場合は、申込物件ごとに提出してください。</p> <p>④添付書類(発行後3ヶ月以内のもの)</p> <p>(ア)印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)</p> <p>(イ)登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕(法人のみ)</p> <p>※複数物件に申し込む場合は、原本1通と写し(合計通数=申込物件数)を提出してください。</p>
提出場所	<p>神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館17階</p> <p>神戸市行財政局資産活用課</p> <p>受付時間: 9時~12時、13時~17時(土曜・日曜・祝日を除く)</p>
受付について	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる場合も郵送での受付は行いません。 ・先着順での受付となります。記載内容に不備がなく、最低月額貸付価格以上の月額賃料を提示した者と契約手続きを進めます。 ・<u>受付の初日(令和6年10月7日(月))については、9時に神戸市役所行財政局資産活用課に到着している者は同着とみなします。その中でより高い金額を提示した者と契約します。また、同額の場合は、抽選により契約者を決定します。</u>

(3) 随意契約締結

手続きの流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者に決定した者は、P.9「6. 契約手続き」と同様の流れで賃貸借契約を締結します。 ・随意契約申込受付後に、神戸市より契約保証金の「納入通知書兼領収証書」を送付しますので、神戸市の公金収納を取扱いしている金融機関で納付してください。
契約締結	<ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金納付後に契約を締結します。 ・賃貸借契約の開始日は、契約締結日から1か月以内の日で設定するものとし、契約終了日は物件調書に記載している貸付期間の終了日となります。
契約者の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市ホームページにて契約者名・契約金額を公表します。ただし、個人が契約した場合、契約者名は「個人」と表記して公表します。

12. (参考) 神戸市契約事務等からの暴力団排除に関する要綱

【神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）抜粋】

(暴力団等に関するかどうかの照会)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 省略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

(ア) 入札参加申込書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。